

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱ以上の者
	(2) 身体障害者(3級～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2又は要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の者
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の者
	(2) 身体障害者(1級～2級)に準ずるもの	要介護4又は要介護5かつ障害者高齢者自立度B以上の者
	(3) 寝たきり老人	要介護4又は要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6か月以上継続する者

(注)

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。
- 2 認知症である老人の日常生活自立度判定基準(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人福祉局長通知)に基づく対象者の認知症の程度をいう。
- 3 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準(平成3年11月18日老健第102—2号厚生省大臣官房老人保健局長通知)に基づく対象者の寝たきり度をいう。